

青色PL保険制度

生産物賠償責任保険

★保険期間★ 平成23年5月1日から平成24年5月1日まで1年間

★申込締切日★ 平成23年4月8日(金)

PL (Product Liability: 製造物責任) とは、製品の欠陥によってその製品の使用者、第三者の生命・身体あるいは財産に生じた損害について、製造者・販売者などその製品の製造・販売に関与した者が負う損害賠償責任です。



特色

1. 団体契約の利点を活かして、割安な保険料で加入できます。
2. 保険料は、全額事業上の必要経費です。(平成22年12月現在)
3. 「PL電話相談センター」設置

03-3259-6626 (三井住友海上内)

(ご利用可能時間: 平日9:00~12:00, 13:00~17:00)

ご加入申込みその他のお問い合わせは

社団法人

江戸川北青色申告会

〒132-0025 江戸川区松江2-23-13

☎ (3656) 0621

(社)東京青色申告会連合会

〒102-0074 東京都千代田区九段南4-8-36

TEL 03-3230-3401(代)

FAX 03-3230-3191

契約者
(社)東京青色申告会連合会

〒102-0074 東京都千代田区九段南4-8-36
TEL 03-3230-3401

取扱代理店
(株)東京青色

〒102-0074 東京都千代田区九段南4-8-36
TEL 03-3230-8501

引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社
公務第一部営業第一課

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9
TEL 03-3259-6626

PL保険とは？

○この保険でお支払い対象となる損害は…

事業主の皆様

被保険者（この保険契約により補償を受けられる方）が製造もしくは販売した製品、または被保険者が行った仕事の結果に起因して、



他人の生命や身体を害したり、他人の財物を滅失、破損または汚損した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金や争訟費用等）に対して、保険金をお支払いします。保険金をお支払いできる条件は適用される普通保険約款、特別約款および特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

○この保険は(社)東京青色申告会連合会が保険契約者となる団体契約です。

○ご加入いただけるのは、お申込人・記名被保険者が、以下に該当する場合となります。

◇申込人	社団法人東京青色申告会の会員本人に限ります。
◇記名被保険者(補償の対象者)	社団法人東京青色申告会の会員本人に限ります。

ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款、特別約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

○保険期間 平成23年5月1日から平成24年5月1日までの1年間

○ご加入の手続き方法(申込締切日:平成23年4月8日(金))

- ①「加入申込票(兼)売上高告知書」にお名前、ご住所、前年度売上高他、必要事項をもれなくご記入のうえ申込締切日までに所属の青色申告会までご提出ください。業種コード、支払限度額、保険料は、保険料例表より転記してください。該当のものがない場合は、所属の青色申告会にお問い合わせください。
 - ②「加入申込票(兼)売上高告知書」に記載いただいた前年度売上高(※)が確認できる資料(※※)もあわせてご提出ください。
※平成21年度、申込時に決算数字が固まっていない場合は平成21年度でも可。
※※決算報告書・事業報告書・収支計算書・収益計算書や各種帳簿等の前年度売上高が確認できる箇所のコピー
 - ③当年度保険料は、申込締切日までに所属の青色申告会にお納めください。
 - ④次年度保険料は、口座振替とさせていただきますので、別途「口座振替依頼書」に必要事項をご記入の上、ご提出ください。
- 注) 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が本保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループ会社が、本保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例	損害保険・生命保険商品、投資信託・国債・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
②提携先等の商品・サービスのご案内の例	自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払に関する関係先等に提供することがあります。

詳細は、三井住友海上ホームページ(<http://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

主な事故例

食品(刺身)製造



魚介類販売店から仕入れた刺身の盛合わせを食べた客が、下痢、発熱などの症状を訴えた。

繊維製品製造



新品のナイロン製浴用タオルを使用したところ、タオルの縫目部分に針が入っていたため、体に擦過傷を負った。

レジャー用品製造



エキスパンダーの使用中にスプリングの1本が付け根から破断し、右胸に擦過傷を負った。

瓶入り飲料製造



炭酸飲料の瓶にきずがあり、破裂。購入者が目にけがをした。

菓子製造販売



異物が混入した食品を食べ、口内にけがをした。

給排水設備工事



配管設備工事ミスで、工事(引渡)後に水漏れし、建物に損害を与えた。

▲当制度で実際にお支払いした事例です。



事故が起こった場合の手続き

(1) 事故にあわれたときの引受保険会社へのご連絡等

損害賠償請求がなされたときもしくはなされるおそれのある状況を知ったときは、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。保険金請求手続について詳しくご案内いたします。

- ①損害の発生および拡大の防止
- ②相手の確認
- ③目撃者の確認

三井住友海上へのご連絡は

24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

0120-258-189 (無料)へ

(2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行うときは、次表の書類のうち、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただけます。詳細は取扱代理店または引受保険会社にご相談ください。

※1 特約に基づいて保険金の請求を行うときは、次表の書類のほか、各特約に定める書類をご提出いただけます。

※2 事故の内容、損害額、傷害の程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1) 引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2) 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害の発生を確認する書類およびその他これに類する書類 ^(注1) (注) 事故発生の状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	引受保険会社所定の事故内容報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、免責事由該当性を確認する書類、損害防止費用・権利保全行使費用・緊急措置費用・協力費用・争訟費用に関する領収書・明細書
(3) 損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類	
①他人の身体障害の程度、損害額および損害賠償請求権者を確認する書類	診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、診療報酬明細書、治療費および治療にかかわる交通費・諸雑費の領収書・明細書、休業損害証明書、源泉徴収票、住民票、戸籍謄本
②他人の財物損壊(財物の使用不能による間接損害を含みます。)の程度、損害額および損害賠償請求権者を確認する書類	修理見積書・領収書、取得時の領収書、決算書類、事故前後の売上計画・実績、自動車検査証(写)、建物登記簿謄本、戸籍謄本、全部(個人)事項証明書
③①および②のほか、損害額、被害者および損害賠償請求権者を確認する書類	
④損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類	示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書
⑤共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	権利移転証(兼)念書
(4) 被保険者が負担した費用の額を示す書類	支出された損害防止・権利保全行使・緊急措置・弁護士・初期対応・訴訟対応等の費用が確認できる書類・明細書
(5) その他必要に応じて引受保険会社が求める書類	
①保険金請求権者を確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書
②引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類	引受保険会社所定の同意書
③他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知
④保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書もしくは代表者事項証明書

■引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(注1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項^(注2)の確認を終えて保険金をお支払いします^(注3)。

(注1) 保険金請求に必要な書類は、上記の表をご覧ください。

(注2) 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3) 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、損害保険鑑定人・医療機関など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款、特別約款および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

■損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

保険料例

<売上高2,000万円未満の場合>

※売上高・業種により保険料が異なります。詳しくは所属青色申告会にお問い合わせください。
 ※免責金額(自己負担額)は、1事故につき1,000円です。

製造業

業種(仕事の内容)	業種コード	支払限度額	年間保険料
農林畜水産業、農林畜水産食品製造	101	3億円	3,000円
加工食品、調味料製造	102	5,000万円	10,000円
パン・菓子類製造(除く製造小売)	105	3億円	8,000円
建築材料製造、建築部品・ユニット製造	114	5,000万円	3,000円
眼鏡製造、コンタクトレンズ製造	125	6,000万円	7,000円
運動用品製造	127	2,500万円	10,000円
家具製造	129	1億円	3,000円
繊維、皮革、同製品製造	130	3億円	3,000円
靴、履物製造	131	1億5,000万円	5,000円
パルプ、紙、紙製品製造	132	3億円	1,000円
木材林業、木材、木製品製造	133	3億円	3,000円
窯業、土石製品、研磨剤製造	143	8,000万円	3,000円
鉄鋼、非鉄金属、同製品製造	145	3億円	3,000円
自動車・自動二輪車用駆動・制動部品製造	153	5,000万円	8,000円
自転車、児童乗物、同部品製造	155	2,500万円	13,000円
貴金属製品製造	158	3億円	500円
生活用品製造(文房具、食器、時計、その他の身の回り品製造)	159	3億円	2,000円
産業用加工・工作機械製造	163	3,000万円	8,000円
機械・器具製造(ヘアリング製造、パルプ、パッキン、ガスケット製造、昇降機製造、通信機械・器具製造ほか)	164	1億円	8,000円

販売業

業種(仕事の内容)	業種コード	支払限度額	年間保険料
喫茶店	201	1億円	5,000円
飲食店	202	5,000万円	8,000円
パン・菓子製造小売	203	2,000万円	7,000円
弁当、仕出し、給食、料理品製造小売	204	5,000万円	13,000円
家庭用電気機械・器具小売	206	2,500万円	8,000円
食料、飲料品販売	208	3億円	3,000円
燃料販売(除くLPガス販売)	210	3億円	5,000円
雑貨品販売(衣類、文房具、食器、荒物、時計、楽器ほか。含リース・レンタル)	212	2億円	3,000円
自転車販売	216	2,500万円	8,000円
家具販売	217	3億円	2,000円
繊維販売	218	3億円	2,000円
紙製品販売	219	2億円	500円
木製品販売	220	3億円	2,000円
貴金属販売	221	3億円	500円
運動用品販売	234	2,500万円	6,000円
プラスチック・ゴム製品販売	242	2,500万円	2,000円
自動車・自動二輪車用駆動・制動部品販売	254	5,000万円	6,000円

仕事の結果

業種(仕事の内容)	業種コード	支払限度額	年間保険料
大工工事、住宅内装工事、家具修理	301	3億円	5,000円
ビル建設(含む増改築)、ビル内装工事	302	1億円	8,000円
スプリンクラー、給配水管設置・修理	303	3,000万円	13,000円
機械類設置・整備・修理(自動車・自動二輪車等整備・修理)	304	5,000万円	18,000円
ビル外装工事、換気装置設置・修理	305	5,000万円	8,000円
ガス管設置・修理	308	3,000万円	21,000円
冷暖房装置設置・修理(除くガス・石油によるもの)	309	5,000万円	63,000円

ご注意いただきたいこと

- 支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。**
 法律上の損害賠償金のみならず、争訟費用等を含めた全ての保険金の合計額に対してこの限度額が適用されます。免責金額は、保険金としてお支払いする1事故ごとの損害の額から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。
 お客さまが実際にご契約いただく支払限度額および免責金額につきましては、パンフレットにてご確認ください。
- 保険証券総支払限度額の設定**
 本制度においては、個々の加入者毎の保険金の支払限度額とは別に、加入規模に応じて制度全体での支払限度額(保険証券総支払限度額)が設定されます。制度全体の支払保険金の総額が保険証券総支払限度額に達した場合は、以降一切の保険金をお支払いできなくなります。
 なお、保険金は加入者の損害が確定し、保険会社へ保険金請求の手続きをとった順に支払われます。
 ※保険証券総支払限度額……加入者数×1億円×2.0%(加入者数10,000人までは200億円)
- 損害賠償請求ベースの保険金の支払い**
 本制度においては、製品を製造・販売した日にかかわらず、本制度に最初に参加した日(一度本制度から脱退した場合は、再度加入した日)以降に発生した事故について、保険期間中に加入者が損害賠償請求を提起されたもののみが保険金支払の対象となります。

2011年4月1日以降始期契約用

生産物賠償責任保険をご加入いただくお客さまへ

重要事項のご説明

※加入申込書への記名・押印(または署名)は、この書面の受領印を兼ねています。

この書面では生産物賠償責任保険契約に関する重要事項についてご説明しておりますので、内容を十分ご確認ください。

ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款、特別約款および特約によって定まります。普通保険約款および特約が必要な場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。

保険の種類等によりお引受けできない場合がありますので、詳細については取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

※この書面を、ご加入後にお届けする加入者証とあわせて保管くださいますようお願いいたします。

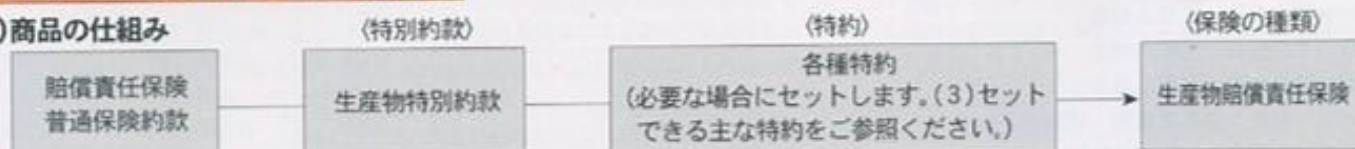
契約概要のご説明

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。

この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み



(2) 補償内容

■被保険者

保険の種類	被保険者(ご加入いただいた保険契約で補償を受けられる方をいいます。)
生産物賠償責任保険	記名被保険者(加入申込書および加入者証の記名被保険者欄に記載された方)のみが被保険者となります。

ただし、適用される普通保険約款および特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。

■保険金をお支払いする主な場合

青色PL保険制度パンフレット本文(ご加入案内書)をご参照ください。

■お支払いする保険金

青色PL保険制度パンフレット本文(ご加入案内書)をご参照ください。

■保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

青色PL保険制度パンフレット本文(ご加入案内書)をご参照ください。青色PL保険制度パンフレット本文(ご加入案内書)記載の免責事由以外にもお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款および特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますので必ずご確認ください。

(3) セットできる主な特約およびその概要

セットできる主な特約は次のとおりです。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

特約の名称	特約の概要
保険料確定特約	「保険契約締結時において把握可能な最近の会計年度(1年間)における保険料算出の基礎の実績数値」に基づき算出した保険料を、確定保険料とする特約です。

その他、この保険契約にはお客さまの任意でセットできる特約はありません。

(4) 保険期間

この保険の保険期間(保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。)は1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、青色PL保険制度パンフレット本文(ご加入案内書)または加入申込書(兼)売上高告知書の保険期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件(支払限度額、免責金額)の設定

お客さまが実際にご加入いただく支払限度額および免責金額につきましては、青色PL保険制度パンフレット本文(ご加入案内書)または加入申込書(兼)売上高告知書の支払限度額および免責金額欄にてご確認ください。

2. 保険料

保険料(申込人が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金銭をいいます。)は、支払限度額、免責金額、保険期間等によって決定されます。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、青色PL保険制度パンフレット本文(ご加入案内書)または加入申込書(兼)売上高告知書の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

青色PL保険制度パンフレット本文(ご加入案内書)をご参照ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご契約の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じてお払いいただくべき保険料の払込状況により、追加のご請求をさせていただく場合があります。【重要事項のご説明】の「6. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明

ご加入に際して申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は普通保険約款および特約によって定まります。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1. ご契約申込みの撤回等(クーリングオフ)

この保険は、社団法人東京青色申告会連合会が保険契約者となる団体契約であることから、クーリングオフの対象ではありません。

(1) 契約締結時における注意事項(告知義務一加入申込票(兼)売上高告知書の記入上の注意事項)

申込人、および被保険者には、ご加入時に加入申込票(兼)売上高告知書(引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。)の記載事項について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、取扱代理店には告知受領権があります(取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります)。加入申込票に記載された内容のうち、※印がついている項目は危険に関する重要な事項です。この項目が、事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

(2) 契約締結後にご連絡いただくべき事項(通知義務等)

ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、あらかじめ(事実の発生が申込人または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく)取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

○保険料算出の基礎数値に変更(増加または減少)が生じる場合

○ご契約時にご提出いただいた告知書、申告書等の記載内容に変更が生じる場合

また、ご加入後、次に該当する事実が発生する場合には、ご加入内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。

◇ご住所の変更等、加入者証に記載された事項の変更を変更する場合

◇特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時(青色PL保険制度パンフレット本文(ご加入案内書)、加入申込票(兼)売上高(告知書)またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に補償を開始します。保険料は、青色PL保険制度パンフレット本文(ご加入案内書)記載の方法により払い込んでください。保険期間が始まった後であっても、始期日から取扱代理店または引受保険会社が保険料を領収するまでの間に生じた事故に対しては保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

青色PL保険制度パンフレット本文(ご加入案内書)をご参照ください。青色PL保険制度パンフレット本文(ご加入案内書)記載の免責事由以外にもお支払いしない場合があります。保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款および特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますので必ずご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

①引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③①および②と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

特にご注意ください

保険料は、青色PL保険制度パンフレット本文記載の方法により払込みください。青色PL保険制度パンフレット本文記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

6. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、取扱代理店または引受保険会社に速やかにお申出ください。

■解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間(図をご参照ください。)分よりも少なくなります。

たとえば、保険期間1年・一時払のご契約を始期日から6か月後に解約した場合、解約返れい金はお支払いいただいた保険料の半分よりも少なくなります。詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。

■始期日から解約日までの期間に応じてお払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただきますことがあります。特に、初回保険料口座振替特約と保険料一般分割払特約をあわせてセットしたご契約については、原則として追加請求が生じます。追加のご請求をさせていただいたにもかかわらず、そのお払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。



7. 保険会社破綻時等の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。

この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります(保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合(以下、「個人等」といいます。))以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。)

補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

本保険商品に関するお問い合わせは

取扱代理店 株式会社東京青色
〒102-0074 東京都千代田区九段南4-8-36
TEL 03-3230-8501

引受保険会社 三井住友海上火災保険株式会社
公務第一部 営業第一課
〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9
TEL 03-3259-6626

保険に関するご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277 (無料)

【受付時間】

平日9:00~20:00 土日・祝日9:00~17:00

(年末・年始は休業させていただきます)

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である(社)日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、(社)日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

(社)日本損害保険協会 そんぽADRセンター 0570-022-808 [ナビダイヤル(有料)]

【受付時間】平日9:15~17:00

詳しくは、(社)日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)